

第 3 7 号 議 案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 電柱の項中「 1 , 1 9 3 円」を「 1 , 1 8 5 円」に改め、同表標識等の項中「 7 0 7 円」を「 7 0 2 円」に改め、同表水道管下水道管ガスパの項中「 2 9 4 円」を「 2 9 2 円」に、「 5 8 9 円」を「 5 8 5 円」に改め、同表電線の項中「 9 8 円」を「 1 1 7 円」に、「 2 9 4 円」を「 2 9 2 円」に、「 5 8 9 円」を「 5 8 5 円」に改め、同表鉄塔の項中「 8 8 4 円」を「 8 7 8 円」に改め、同表変圧塔、マンホールの類の項中「 8 8 4 円」を「 8 7 8 円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「 3 5 3 円」を「 3 5 1 円」に改め、同表公衆電話所の項中「 8 8 4 円」を「 8 7 8 円」に改め、同表地下の占用物件の項中「 3 4 9 円」を「 4 1 8 円」に、「 2 6 8 円」を「 2 9 2 円」に改め、同表高架の占用物件の項中「 2 6 8 円」を「 3 2 1 円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「 6 , 4 8 0 円」を「 6 , 9 6 0 円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「 1 , 2 0 0 円」を「 1 , 2 3 2 円」に改め、同表映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占用の項中「 9 , 7 2 0 円」を「 1 万 8 7 5 円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「 3 9 8 円」を「 4 7 7 円」に改め、同表その他の占用の項中「 2 2 円」を「 2 6 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

占用料を改定することにより、負担の適正化を図る必要があるので、この条例案を提出いたします。